

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第1期計画の実績及びニーズ調査の結果等から必要とされる量の見込み(利用者の見込み)を算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。

●量の見込みの算出項目●

【教育・保育】幼稚園、保育所、認定こども園

【地域子ども・子育て支援事業】利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)、子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)、養育支援訪問事業(養育支援訪問事業、育児援助・家事援助事業)、地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター、つどいの広場)、一時預かり事業(幼稚園型)(幼稚園型を除く)、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、妊婦健康診査、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業

1 保育所、認定こども園(保育所部分)等

(人・か所)		(参考実績) 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2号認定(3~5歳)	2,673	2,676	2,651	2,575	2,503	2,460
	3号認定(0歳)	232	252	257	249	240	232
	3号認定(1・2歳)	1,584	1,565	1,621	1,681	1,645	1,590
	合計A	4,489	4,493	4,529	4,505	4,388	4,282
確保方策 提供量	2号認定(3~5歳)	2,613	2,676	2,656	2,607	2,607	2,607
	3号認定(0歳)	352	254	257	249	249	249
	3号認定(1・2歳)	1,568	1,607	1,624	1,681	1,681	1,681
	合計B	4,533	4,537	4,537	4,537	4,537	4,537
過不足(B-A)		44	44	8	32	149	255
市内実施箇所数		52	53	53	53	53	53

※認定とは、教育・保育施設を利用する子どもに対して、家庭の状況(保護者の就労状況等)により、保育の必要性を認定します。
1号:保育の必要なし 2号:保育の必要あり(3~5歳) 3号:保育の必要あり(0~2歳)

2 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)

(人・校)		(参考実績) 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	5月1日現在	667	647	653	627	603
	2年生	入会児童数	629	570	556	558	536
	3年生	1,772	422	415	380	369	371
	4年生	5月1日現在	283	279	274	253	244
	5年生	入会児童数	138	140	139	133	123
	6年生	443	71	67	67	65	66
	合計A	2,215	2,210	2,118	2,069	2,005	1,943
確保方策 (提供量)	合計B	定員数 2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
過不足(B-A)		335	340	432	481	545	607
市内実施箇所数		24 (62区画)	24 (62区画)	24 (62区画)	24 (62区画)	24 (62区画)	24 (62区画)

※国の示す「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」に基づき、学年ごとの量の見込みを算出しました。区画(専用区画)とは、開所時間を通じて、遊び、生活を行うために整備された部屋等を指します。

発行:令和2年3月 寝屋川市 こども部こどもを守る課
〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号
電話:072-838-0134 FAX:072-839-6767

※作成コスト:1部あたり35円(1,000部作成)

第2期 子ども・子育て支援事業計画

計画策定の趣旨

本市では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実等を目指すために、子ども・子育て支援法第61条に基づき「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定して、子ども・子育て支援事業を計画的に推進してきました。第1期計画の終了に伴い、社会状況の変化や国、大阪府の動向を踏まえて、第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、「寝屋川市総合計画」を上位計画とし、「寝屋川市地域福祉計画」、「寝屋川市障害者長期計画」、「寝屋川市障害福祉計画」「寝屋川市社会教育推進計画」、「ねやがわ男女共同参画プラン」などの関連計画との整合を図ります。

また、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「寝屋川市次世代育成支援行動計画」のほかに、「寝屋川市母子保健計画」、「寝屋川市母子家庭等自立促進計画」、「寝屋川市子どもの貧困対策計画」の内容を含みます。

計画期間

令和2年度から令和6年度(計画と実績に差異等が生じた場合は、計画期間の中間年度(令和4年度)を目安として見直しを検討)

ニーズ調査の実施

対象:小学校就学前子どもがいる世帯3,000世帯、小学校1年生から3年生がいる世帯1,000世帯(有効回収数2,001通、有効回収率50.0%)

基本理念と基本的な視点



施策体系

基本理念を実現するため、4つの基本方針ごとに、第1期計画から引き続き、子ども・子育て支援施策を推進します。

基本理念

子どもの笑顔を育むまち
ねやがわ

基本方針

基本方針1

妊娠期からの
子育てを支える



基本方針2

ひとりひとりの
子どもの健やかな
育ちを支える



基本方針3

地域で子育てを
支える



基本方針4

支援が必要な
家庭を支える



具体的施策の方向

- 1 安心して子どもを産むことができる環境づくり
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 1 子どもの育ちの場の充実

- 2 就学後の子どもの健全育成

- 3 障害児支援の充実

- 1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり

- 2 保護者に寄り添う支援の実施

- 3 地域全体で取り組む子育て支援

- 1 児童虐待の防止

- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

- 3 子どもの貧困対策の推進

関連事業

- (1) 母子保健の推進

- (2) 子育てに関する情報提供の充実

- ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 ●父子健康手帳交付事業 ●パパママ体験教室・プレママ教室

- 妊婦健康診査 ●妊婦歯科健康診査 ●子育て世代包括支援センター事業
- 母子健康手帳交付(妊娠届出の受理) ●予防接種事業 ●乳幼児健康診査
- 乳幼児保健歯科教室 ●母子保健訪問指導 ●母子保健教室 ●母子保健相談
- 食育推進事業 ●子ども医療費の助成 ●不育症治療費助成
- 特定不妊治療支援事業 ●小児慢性特定疾病医療費助成
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 ●産後ケア事業 ●産婦健康診査事業
- 新生児聴覚検査事業

- (1) 小学校就学前子どもの教育・保育の充実

- (2) 多様な保育の提供

- (1) 放課後の居場所づくりの推進

- (2) 幼・保・小の連携強化

- 幼児期の教育(幼稚園、認定こども園) ●一時預かり事業(幼稚園型)
- 一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業 ●私立幼稚園副食費補足給付
- 特色ある幼稚園づくり事業 ●保育(保育所、認定こども園)
- 幼児教育・保育の無償化事業 ●地域型保育事業 ●保育士バンク事業
- 食物アレルギー対策事業 ●保育コンシェルジュの配置
- 待機児童ZEROプランR ●幼児教育アドバイザーの配置
- 外国につながる幼児への支援・配慮

- 延長保育事業 ●一時預かり事業(幼稚園型)(再掲)
- 一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業(再掲) ●夜間保育事業 ●休日保育事業
- 一時預かり事業(幼稚園型を除く) ●子育て短期支援事業(ショートステイ等)
- 病児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり等の無償化事業 ●外国につながる幼児への支援・配慮(再掲)

- 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会) ●放課後子供教室推進事業
- 子ども食堂支援事業

- 教育に関する調査研究事業 ●小学校就学前子どもと小学生との交流
- 英語村(英語力向上プラン)事業

- 児童発達支援センター(あかつき・ひばり園)における早期療育・訓練・相談事業 ●児童発達支援事業(どんぐり教室等)
- 放課後等デイサービス事業 ●障害児保育 ●巡回相談 ●居宅介護 ●移動支援事業 ●保育所等訪問支援
- 就学相談等小学校との連携 ●短期入所 ●サポート手帳の活用 ●寝屋川市自立支援協議会の機能の充実
- 子ども用補聴器電池交換費用助成事業 ●難聴児補聴器等交付事業 ●小児慢性特定疾病医療費助成(再掲)
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(再掲)

- 地域子育て支援拠点事業 ●利用者支援事業(再掲) ●幼稚園の地域開放、ふれあい文庫 ●子ども読書活動の推進
- 地域子育て支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) ●子育て応援サポーター事業
- 子育て応援リーダー事業 ●ねやがわ子育てスタート応援クーポン交付事業 ●子育てリフレッシュ館の運営
- 子育て世代包括支援センター事業(再掲)

- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) ●子育て応援サポーター事業(再掲)
- 子育て応援リーダー事業(再掲) ●養育支援訪問事業 ●育児援助・家事援助事業 ●こども相談
- 家庭教育サポーター派遣事業 ●家庭教育学級事業 ●子ども家庭総合支援拠点事業

- 地域における子育て支援 ●ファミリー・サポート・センター事業(再掲) ●子育て応援リーダー事業(再掲)
- 子育て支援グループの育成 ●地域人材との連携 ●子どもの安全対策(地域の見守り活動) ●赤ちゃんの駅
- 子ども食堂支援事業(再掲)

- 要保護児童対策地域協議会 ●こども相談(再掲) ●子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲)
- 子ども家庭総合支援拠点事業(再掲)

- 母子生活支援施設への入所支援 ●児童扶養手当の支給 ●母子・父子自立支援員による相談の充実
- 自立支援プログラムの策定(地域就労支援) ●母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給 ●母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ●ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業 ●ひとり親家庭医療費の助成 ●子どもの養育支援事業
- 保育所保育料等算定に係る寡婦(寡夫)控除のみなし適用

- 【教育の支援】 ●幼児教育・保育の無償化事業(再掲) ●幼児教育アドバイザーの配置(再掲) など

- 【生活の安定に資するための支援】 ●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲)

- 子育て応援サポーター事業(再掲) など

- 【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】 ●母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給(再掲)

- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給(再掲) など

- 【経済的支援・その他支援】 ●児童手当の支給 ●児童扶養手当の支給(再掲) など